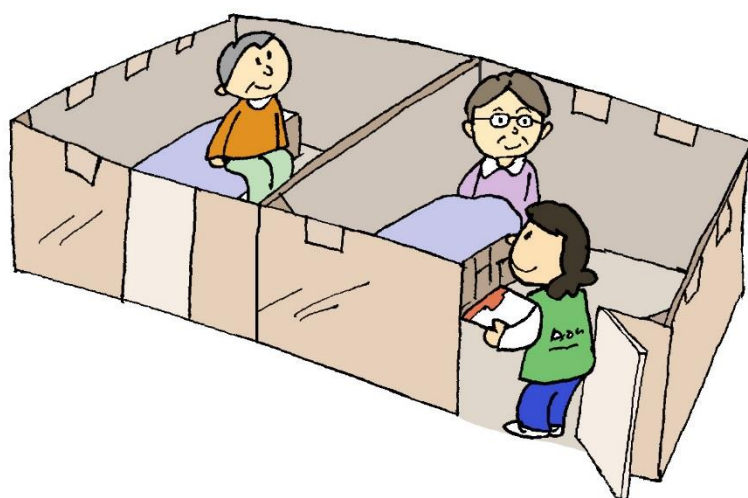


池田町福祉避難所 開設・運営マニュアル



池田町

策定 平成 27 年 12 月

改定 平成 29 年 12 月

修正 令和 2 年 12 月

目 次

はじめに	1
------	---

序章

1. 自助・共助・公助の役割と連携	2
2. 福祉避難所とは	3
3. 対象となる方	3
4. 対象となる施設	4

第1章 平常時における取り組み

1. 生活環境の検討	6
2. 物資等の確保	6
3. 周囲の状況把握（施設周辺及び施設内の点検）	7
4. 福祉施設、医療機関との連携（連絡先等の確認）	7
5. 運営体制に係る事前準備	7
6. 福祉避難所の開設・運営訓練等の実施	7

第2章 災害時における取り組み

1. 福祉避難所の開設及び避難者の受入	8
2. 福祉避難所の運営	11
3. 福祉避難所の閉鎖	17
4. 費用負担	17

資料編

安全確認チェックリスト表	18
様式集	19
福祉避難所 状況報告書(様式福-1)	20
福祉避難所 開設要請書(様式福-2)	21
福祉避難所 避難者受入依頼書兼報告書(様式福-3)	22
福祉避難所 避難者名簿(様式福-4)	23
福祉避難所 食料関係供給依頼調査票(様式福-5)	24
福祉避難所 物資供給依頼調査票(様式福-6)	25
福祉避難所 人材派遣依頼書(様式福-7)	26
ボランティア等支援者受入名簿(様式福-8)	27
福祉避難所 退所届(様式福-9)	28
福祉避難所 物資管理簿(様式福-10)	29
福祉避難所 設置・運営等費用報告書(様式福-11)	30
避難所(巡回)健康相談実施状況報告書(様式福-12)	31
避難所相談対応表・個別相談対応表(様式福-13)	32
主な連絡先一覧	33
災害時における福祉避難所開設等に関する協定書	
特別養護老人ホーム高瀬荘	34
特別養護老人ホームライフ	36
いけだデイサービスセンター 高姫	38
白樺の家 時計台ホール・ワークセンター しらかば	40

はじめに

- 東日本大震災をはじめ、長野県北部地震等近年の風水害や地震では犠牲者の多くを高齢者や障がい者などの、いわゆる災害時要配慮者が占めています。これからも高齢化が進む中において、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者への避難支援体制の構築が不可欠となっています。
- こうした中で、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、平成25年8月には内閣府から「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。
- 当町においては、災害時要配慮者支援に関する取組方針を『池田町地域防災計画』に位置付けるとともに、地域の実情に応じて災害時要配慮者の避難支援の仕組みを構築する際の参考としていただく『池田町福祉避難所開設・運営マニュアル』（平成27年12月）を策定し、自治会、自主防災会、民生児童委員、保健補導員など、地域全体で災害時要配慮者を支援する体制の構築に努めます。
- 本マニュアルは、大規模災害発生時において福祉避難所の迅速かつ円滑な運営を行うため、平常時における体制整備等の取組や、災害時における取組について基本的な事項を示しています。

なお、施設の種別、規模、立地状況など、施設によって異なるため、各施設においては、本マニュアルを参考に、個別の福祉避難所運営に係るマニュアルを作成する等、それぞれの施設の特性や実情を踏まえた取組を進めるものとします。

また、このマニュアルは、今後の避難所体制整備、実際の災害時の事例からの反省を踏まえ、随時柔軟に見直していくこととします。

令和2年12月 池田町役場 健康福祉課

序章

1. 自助・共助・公助の役割と連携

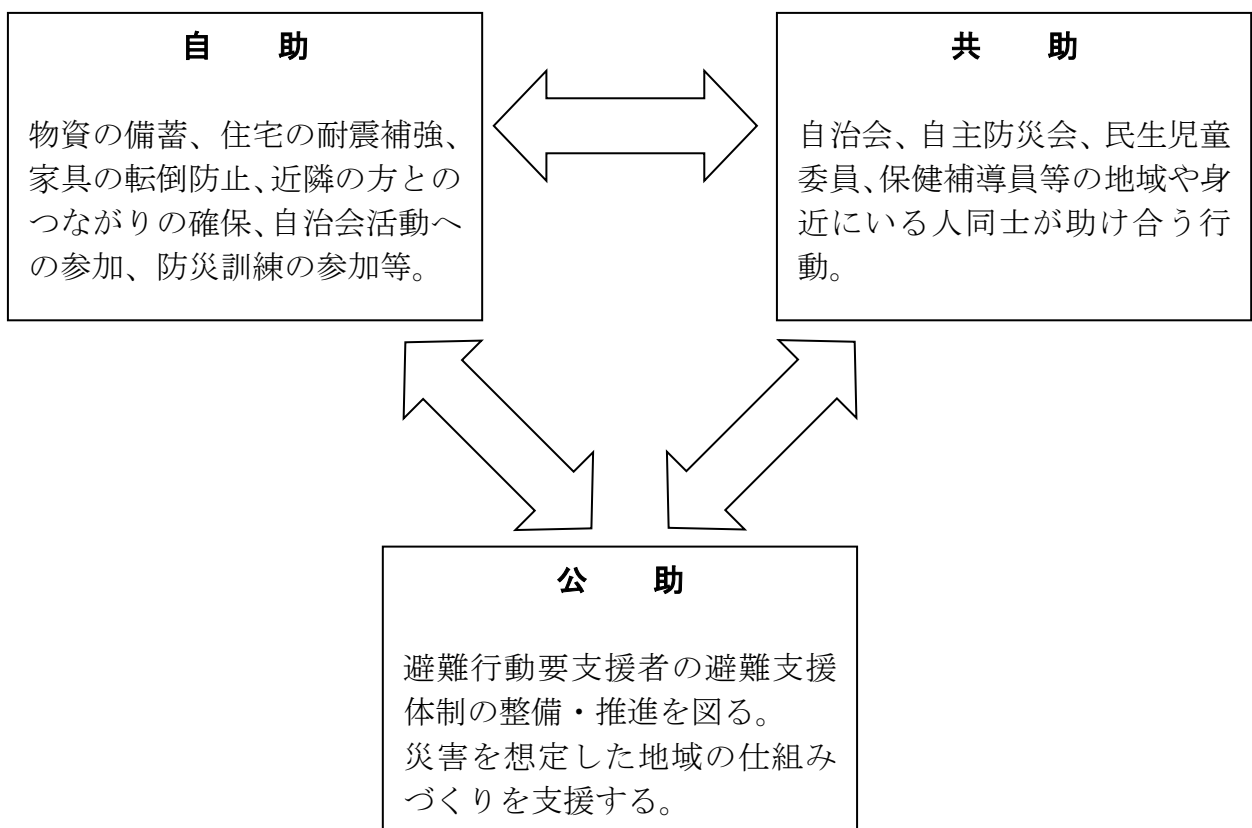
地震や台風等の自然災害（以下「災害」といいます。）による被害を少なくする社会を実現するには、自身による日常の備えと、地域住民や地域に関する団体等の連携による支援が重要です。

「自らの生命は自らが守る」・・・・・・・・【自助】

「自分たちのまちは自分たちで守る」・・【共助】

「行政による公的支援」・・・・・・・・【公助】

「自助」と「共助」と「公助」が、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、災害に備えた支援体制の整備を図っていくことが重要です。



地域には、障がいのある人や手助けを必要としている人がいます。
日頃から気にかけて、みんなで助け合いましょう。

2. 福祉避難所とは

町民の方が災害のために被害を受け、又は受ける恐れがある場合は、まず、当町が指定している指定緊急避難場所（最寄りの公民館等）へ避難することになります。そして、長期にわたり避難生活が必要と判断した場合には、町災害対策本部は指定避難所を開設します。

しかしながら、指定避難所での生活が困難な高齢者・障がい者・妊産婦等の方で、身体等の状況が老人福祉施設、介護保険施設又は医療機関等へ入所・入院するに至らない程度で、かつ、指定避難所内の福祉避難室での生活に支障をきたし、災害発生時の避難等に特に支援を要する方（以下「避難行動要支援者」といいます。）を受け入れる福祉避難所としての機能を有している町内の施設を福祉避難所として開設する必要があります。

当町と社会福祉法人等が「災害時における福祉避難所開設等に関する協定書」により、福祉避難所として使用についての協定を締結した社会福祉施設及び総合福祉センターを福祉避難所として指定します。

なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される拠点的な福祉避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

3. 対象となる方

自宅で生活されている以下の要件に該当する方。

《介護保険制度》

○要介護3～5の認定を受けている方

《障がい者》

○身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方

○療育手帳A1・A2度の交付を受けている方

○精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

《その他》

○母子手帳の交付を受けている方

○離乳食完了前の乳幼児及び保護者の方

○在宅人工呼吸療法患者及び在宅酸素療法患者

○町長が特に必要と認めた要配慮者の方

○上記以外で自主防災組織等が支援の必要を認める者

- ★1 福祉避難所に位置付けられた施設においては、普段からの入所者・通所者がいるため、対象となる方全員を受け入れることは困難である場合には、より必要性の高い方から順次避難していただくことになります。
- ★2 避難行動要支援者は精神的に不安定になることが考えられるため、介護等にあたる最低限の家族（介護者）の受け入れについても配慮します。
- ★3 避難者への最低限の生活支援は公平に行います。又、避難行動要支援者の特別なニーズについては、個別に対応します。

- ★4 「3 対象となる方」に記載した要件を満たした方は、事前に「福祉避難所入居候補者リスト」により整備を行い、随時データ更新を行うものとします。

4. 対象となる施設

施設名	所在地	電話番号	収容人員	備考
特別養護老人ホーム高瀬荘	池田町大字池田1942番地1	62-4181	10	要介護者 障がい者
特別養護老人ホームライフ	池田町大字会染1498番地1	61-1818	10	要介護者 障がい者
いけだデイサービスセンター高姫	池田町大字池田2005番地1	61-5200	50	要介護者 障がい者
白樺の家 時計台ホール	池田町大字中鶴3080番地	62-6741	27	要介護者 障がい者
ワークセンターしらかば	池田町大字会染6780番地1	62-8990	4	要介護者 障がい者
総合福祉センター やすらぎの郷	池田町大字池田2005番地1	61-5000	60	要介護者 障がい者 妊産婦 乳幼児



【福祉避難所への避難の基本的な流れ】



災害発生
避難勧告・避難指示

避

難

指定緊急避難場所（公園や空き地、最寄りの公民館など）
自宅の倒壊や、火災延焼拡大により身を守るため、緊急に避難する場所。



指定避難所（認定こども園や小中学校など）



避難行動要支援者

避

難

福祉避難所

指定避難所等での生活が著しく困難な方が、指定避難所等から避難移動する拠点的福祉避難所。

第 1 章 平常時における取り組み

福祉避難所として位置付けられている福祉施設は、災害時において適切な対応ができるように日頃からの準備が必要となります。

1. 生活環境の検討

福祉避難所開設時に避難者が生活する部屋の設定と、受入可能な人数をあらかじめ想定します。

一人当たりの面積は、避難者の状況や部屋の形状、広さにもよりますが、2～4㎡/人を目安とし、一般的に介助の度合いが高いほど、広いスペースが必要となります。

生活場所は、バリアフリーに対応するとともに、男女のニーズの違いや、男女双方の視点への配慮の方法、生活空間の家族単位での仕切りなどにより、プライバシーの保護に努めます。

又、食料や生活必需品等の保管場所についても設定します。

2. 物資等の確保

(1) 生活必需品等の確保

福祉避難所の運営に必要な物資・機材は、町が調達することになりますが、速やかな調達は困難です。

そのため、平常時から利用者がいる施設については、あらかじめ災害直後に利用者が必要とする物資・機材などを備蓄しておくことが大切です。

町では、福祉避難所に避難する要配慮者が使用する仮設トイレやプライバシー空間確保のためのパーテーション、エアーマット、マットレス等の物資・機材、生活必需品等の備蓄を進めていきます。

《災害時避難者に対応した食料・生活必需品等の例》

食料品関係 (最低 3 日分)	アルファ米、ビスケット等、飲料水、長期備蓄食料、おかゆ（介護食）、粉ミルク（アレルギー対応）、ベビーフード、食器セット 等
生活必需品関係	タオル、ペーパータオル、千枚通し、毛布、トイレットペーパー、敷きシート、紙オムツ、エアーマット、マットレス、車椅子、担架、歩行補助杖、ポリ袋、ビニールシート、カイロ、カセットコンロ、マスク、清拭剤 等
応急手当用救急箱等、	使い捨て手袋、はさみ、体温計、カット綿、ガーゼ、エタノール、速乾性手指消毒剤、石鹸、精製水、外傷消毒剤、カットパン、瞬間冷却剤、湿布、血圧計、聴診器、解熱鎮痛薬、胃腸薬、カゼ薬、目薬 等
その他	ポータブルトイレ、プライバシー空間確保用パーテーション、ホワイトボード、どこでもシート、マジック、ラジオ、拡声器、乾電池、 等

（２）情報の提供、交換及び収集

施設内での情報提供や情報交換を行うための場所や手段、また、情報の収集方法などについてあらかじめ確認しておきます。

また、災害発生時にも比較的つながりやすい衛星携帯電話を確保しておくよう努めます。

（３）移動手段の確保

指定避難所から福祉避難所への移送、又は福祉避難所から緊急での医療機関やより専門的な施設への移送に関し、災害時要配慮者の状態に適した移送手段を可能な範囲において確保できるよう検討しておきます。

３．周囲の状況把握（施設周辺及び施設内の点検）

施設内外の点検、施設周辺道路や近隣施設の状況等を把握し、災害発生時を想定した中で、生活必需品等の受領場所や病院等への経路の安全確認などを行います。

４．福祉施設、医療機関との連携（連絡先等の確認）

避難者の状態の変化等により、専門的なケアや医療が必要になり、専門的な施設への緊急入所や医療機関への移送が必要になることが想定されます。

このため、他の福祉施設や医療機関への連絡調整の窓口、要請手順も確認しておきます。

５．運営体制に係る事前準備

災害時に、速やかに福祉避難所の開設及び運営ができるよう、あらかじめ福祉避難所開設責任者等を指定するなどの体制を整えます。

又、避難者への対応は、施設職員、災害時要配慮者の家族、ボランティア等が互いに協力して対応にあたることとなるため、それぞれの施設の実情に応じた役割分担等をあらかじめ検討します。

６．福祉避難所の開設・運営訓練等の実施

福祉避難所の開設・運営訓練については、発災から福祉避難所の開設、運営までの具体的な手順を確認できるような内容で実施します。訓練を通じて、手順や資機材等を検証し、その改善や充実に役立てます。

初めは、各施設で作成した運営マニュアルに従って、施設職員のみで行う図上訓練を行い、その後は、町との合同訓練や、福祉避難所運営に関わる職員以外にも、災害時要配慮者及びその家族、支援者、地元の自治会や自主防災会、民生児童委員、社会福祉協議会等の幅広い関係者が参加する訓練を行うことも検討します。

第2章 災害時における取り組み

災害発生時は、利用者、施設職員の安全を確保した上で、施設の運営体制を立て直し、福祉避難所の開設準備を行います。

1. 福祉避難所の開設及び避難者の受入

(1) 福祉避難所の開設

町災害対策本部は、避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要であると判断した場合には、施設の被災状況や受入体制等を確認した上で、避難者の受入可能な施設に対して福祉避難所の開設要請を行います。

(2) 福祉避難所の開設の可否の確認・連絡

福祉施設は、福祉避難所の開設の可否を判断するため、災害発生後、施設の開所状況に応じて、次の行動を行います。

【施設開所中の場合】

ア 利用者の安全確保

施設職員は、利用者がいる場合には、その安全確保を図ることを最優先します。

イ 被災状況の確認（P18安全確認チェックリスト表参照）

施設の破損状況について、安全確認チェックリスト表を参考にして目視により点検し、建物の倒壊危険の有無を判断します。

ウ 家族・保護者等への連絡

通所施設の場合は、利用者の家族や保護者等と連絡を取り、帰宅が可能であれば引き取りを依頼します。ただし、施設利用者が自宅の倒壊等により帰宅が困難な場合には、避難所への避難を原則とし、困難な場合には、施設で待機させます。

【施設閉鎖中の場合】

ア 施設職員の参集

町職員は、職員初動マニュアルに従い第3号配備となった場合、また、施設職員等は、町災害対策本部からの開設要請があった場合、本人や家族等の安全を確保した上で、それぞれの施設に参集します。災害の程度に応じて参集する職員をあらかじめ指定しておくことも検討します。

イ 被災状況の確認（P18安全確認チェックリスト表参照）

施設の破損状況について、安全確認チェックリスト表を参考にして目視により点検し、建物の倒壊危険の有無を判断します。

【共通事項】

ア ライフラインの確認

電話・水道・電気・ガス等のライフラインを確認します。確保が困難なライフラインがある場合には、その状況を把握しておきます。

イ 避難者受入の準備及び受入体制の確認

職員の参集状況等を踏まえながら、各自の役割分担の確認や物品の準備、不足する物資等を確認し、避難者の受入体制の検討・確認を行います。

ウ 被害状況等の連絡

町災害対策本部に、被害状況の報告、避難者の受入の可否、受入可能人数、ライフラインの状況等について（様式 福-1）により連絡します。

エ 開設要請

町災害対策本部から（様式 福-2）により開設要請が行われ、受諾してから福祉避難所を開設します。なお、受入者名等の情報は（様式 福-3）より伝達されます。

（3）避難者の受入

福祉避難所の開設が決定した後、町災害対策本部の要請に基づき、避難者の受入を開始します。なお、災害時要配慮者の家族や介護等の支援を行う者は、福祉避難所における避難者の受入状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させるよう要請される場合があります。

《避難者の受入要請について》

町災害対策本部が、対象者の身体の状態、要介護状態区分、障がいの種類や程度、介助者の有無、他の避難者に対して与える影響などを踏まえ、避難所における避難生活が著しく困難であると判断した場合に、家族と本人の同意を得て、福祉避難所に対して受入を要請します。

福祉避難所には、指定避難所では生活することが著しく困難な災害時要配慮者を優先して受け入れる必要があることから、原則として町災害対策本部からの要請以外の避難者を受け入れないようにします。

なお、避難行動要支援者の中には、一見しただけでは健常者と変わらない場合（例：内部疾患など）があることから、十分確認することが必要です。

○救援部健康福祉班による調整

救援部健康福祉班では、まず、福祉避難所に位置付けている施設の被災状況を確認し、開設可能な施設と受入可能人数の情報を集約します。

並行して福祉避難所への移動を希望する災害時要配慮者の状況について、町災害対策本部から連絡を受け、高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児といった災害時要配慮者の特性に応じて、福祉避難所に位置付けている施設に対して、受入の要請と受入可能な人数を確認し、各福祉避難所の受入対象者を調整します。

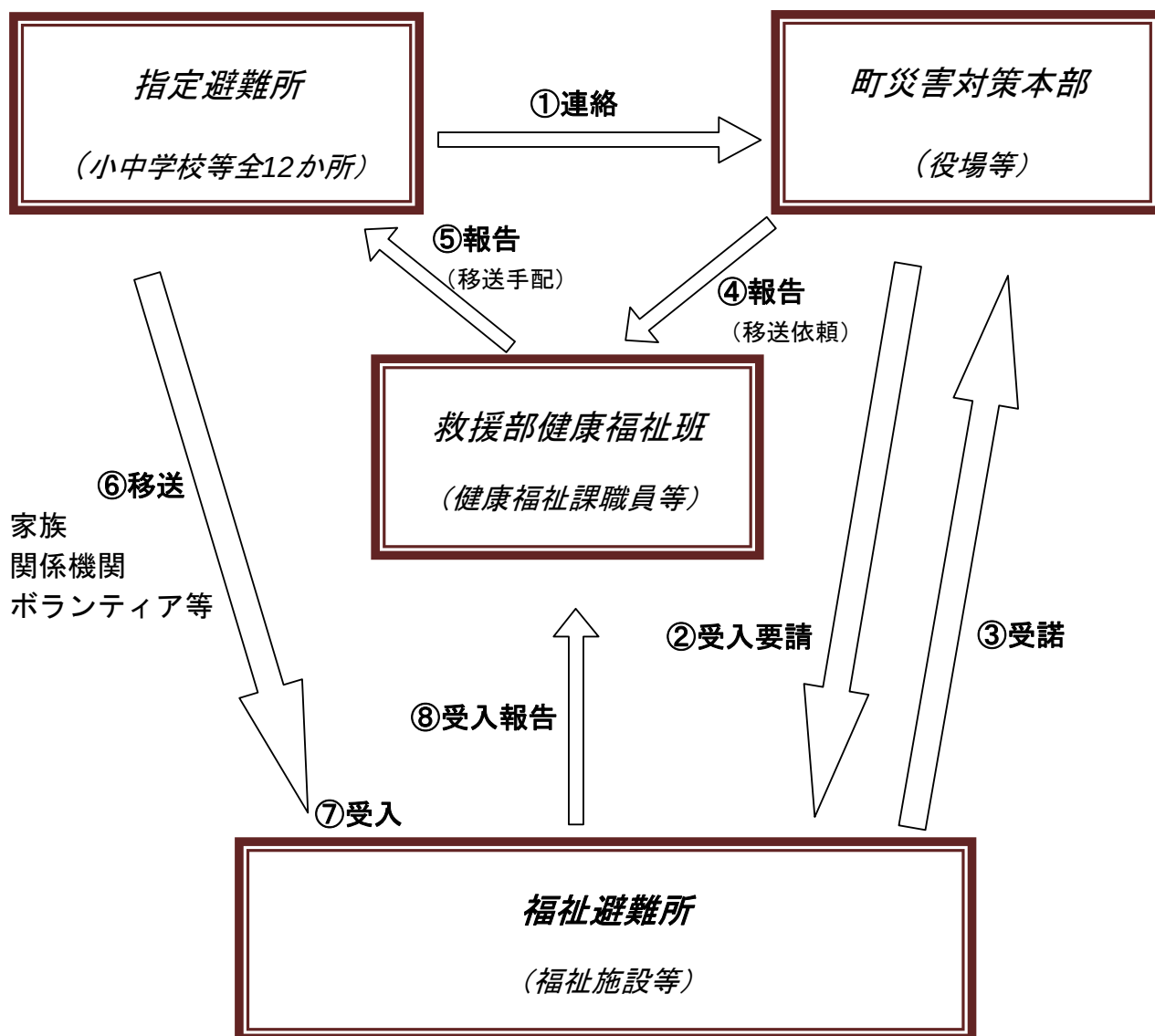
○福祉避難所への受入決定と移送

救援部健康福祉班では、受入についての調整状況と結果について、町災害対策本部を経由して指定避難所へ連絡します。

尚、福祉避難所への受入が決定した対象者の移送にあたっては、避難者の家族やボランティア、救援部健康福祉班等が連携して行います。

又、施設で移送手段が確保できる場合には、指定避難所から福祉避難所への移送に協力するよう努めます。

【福祉避難所への受入の流れ】



必要に応じて、福祉避難所運営担当による開設支援

- ※1 災害発生後には、施設内のすべての通信手段が遮断されることも想定されます。その場合、災害時特設公衆電話の使用により通信が確保できます。ただし、公衆電話のため発信のみで受信は出来ません。
- ※2 要配慮者が医療機関からの治療が終了した場合、直接福祉避難所へ入所することとはせず、一旦指定避難所等へ戻り、必要と認定された場合に移送となります。

2. 福祉避難所の運営

避難者への支援は、機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がい種類・程度等に応じて優先順位をつけて行います。

又、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮するとともに、生活空間の家族単位での仕切りなどにより、プライバシーの保護に努めます。

(1) 福祉避難所の運営体制の整備

管理運営にあたっては、当該施設の利用者の処遇に支障が生じたり、施設運営を阻害することのないよう十分に配慮します。

福祉避難所は24時間対応が必要な場合も考えられるため、交代要員を確保します。そのため、福祉関係者や避難支援者等の協力を得て、避難者の支援に従事する方の確保に努めます。

又、勤務を交代する場合には、事務引継書などにより、避難者の状況や要望事項等を確実に引き継ぎます。

《ボランティアによる支援》

福祉避難所の運営状況から判断し、スタッフに不足が生じる場合は、人材派遣依頼書（様式 福-7）を作成し、町災害対策本部や、災害ボランティアセンター（池田町社会福祉協議会内）に人材の派遣を要請します。又、要請する際には、必要な派遣人数や具体的な活動内容を記載します。

なお、受入状況等については、ボランティア等支援者受入名簿（様式 福-8）に記載し、町災害対策本部へ報告します。

〔ボランティアの仕事の例〕

- ・介護活動の補助
- ・清掃及び防疫活動の補助
- ・筆談、館内放送などの情報伝達への支援協力
- ・資機材の運搬、配分活動の支援
- ・その他、危険を伴わない軽作業への協力

(2) 福祉避難所の運営

◎避難者管理

①名簿の作成・管理

ア. 福祉避難所に避難している災害時要配慮者の状況等を把握するため、避難者名簿（様式福-4）を作成し、随時更新します。

イ. 避難者が退所する場合は、退所届（様式福-9）に記載してもらい移動先を確認し記録します。

ウ. 毎日、名簿の整理及び集計を行い、状況報告書（様式 福-1）に集計結果を記入し、救援部健康福祉班へ報告します。

なお、状況に変化がない場合は、報告の必要はありません。

エ．避難者が公開を望まない限り、避難者の住所、氏名等については、福祉避難所の受付窓口等に掲示するなど、原則公表します。

◎避難者支援

①福祉サービスの継続

避難者の健康状態、災害発生前に受けていた福祉サービスや医療等について把握し、災害後も継続的に受けることができるよう配慮します。

②相談対応

生活相談職員（避難者に対して生活支援、心のケア、相談等を行う上で専門的な知識を有する者）などにより、避難者からの相談等に応じるとともに、福祉避難所で対応ができないニーズについては、町災害対策本部に要請します。

③医療機関への移送

避難者に医療処置や治療が必要になった場合は、救急車両の手配など関係機関への通報を行い、医療機関に移送します。

又、施設で移送手段が確保できる場合には、医療機関への移送に協力するよう努めます。

◎施設管理

①施設内の清掃・整理整頓

福祉避難所内は土足禁止とし、布団を敷くところと通路を分けることとします。

又、共有スペースなどの清掃等については、避難者の中で手伝える人に協力をお願いして行います。

②温度管理

室内の温度管理に留意し、暑い場合は換気をできるだけ行い、避難者の居住スペースが日陰となっているかどうか確認し、日差しを遮るように工夫します。

又、寒い場合には、避難者が毛布の確保や衣類の重ね着で対応しているか留意するとともに、床に直接座るのではなく、マットや畳を敷いた上に座るようにします。

③情報提供

避難者が必要な情報について収集し、多様な手段で提供します。

ア．避難者が必要とする情報

避難者が必要とする情報は、時間の経過に伴い変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供します。

〔提供情報の例〕

- ・被害、安否情報
- ・医療、救護情報
- ・余震、天候情報
- ・生活物資情報
- ・ライフライン、交通機関復旧情報
- ・生活再建情報 など

イ. 情報の収集方法

町災害対策本部からの情報（防災行政無線、避難所での掲示、ホームページ、防災メールなど）や、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等で公開されている情報を収集します。

ウ. 情報の周知

災害時要配慮者には情報が伝達されにくいことから、伝達内容については誰もが理解できるようにわかりやすく表現することに努めるとともに、避難者の状態に応じて、伝達手段を工夫します。

〔伝達方法の例〕

- ・ 掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記等
- ・ 点字、音声等
- ・ 指点字、手書き文字等
- ・ 分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の展示等

また、避難者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」などを設置します。

◎保健・衛生

①トイレに関する対応

ア. 施設内トイレの状況に応じて、仮設トイレを設置します。

可能な限り男性用と女性用を分ける等、災害時要配慮者が利用しやすく、又、プライバシーが確保される設置場所とするよう配慮します。

イ. トイレなどの清掃、トイレットペーパーや手洗い消毒液の補充・点検などの衛生管理を行います。

ウ. 仮設トイレのくみ取りが必要な場合は、早めに要請します。

②入浴に関する対応

ア. 施設内の風呂、シャワー等の入浴設備が使用できる場合には、入浴設備の使用ルールを定め、避難者に周知します。

イ. 施設内に入浴設備が無い場合、または、使用できない場合については、町災害対策本部に入浴ができないことを連絡します。

ウ. 入浴ができない場合でも、病気や感染症予防等のため、温かいおしぼりで体を拭いたり、可能な限り足や手などの部分的な入浴を行うようにします。

エ. 町災害対策本部は、自衛隊や福祉事業者等の協力により、入浴設備が確保できた場合には、入浴設備を福祉避難所に搬送します。

③ごみに関する対応

ア. 施設管理者と協議の上、ごみの集積場所を指定し、張り紙等により周知します。

イ. 集積場所は、近隣に配慮するとともに、直射日光が当たらない場所にします。

ウ. 可燃ごみ、不燃ごみなど、分別のルールを設定し、周知徹底を図ります。

④防疫等に関する対応

ア. 感染症対策には、充分留意します。新型インフルエンザ等流行時には、「池田町新型インフルエンザ行動計画」によるものとしますが、避難所運営においては「池田町避難所運営マニュアル」の感染予防対策に準ずるものとします。

イ. 避難者の健康状態に目を配るとともに、食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者の協力を得てごみ処理や防疫に注意します。

ウ. 手洗い、うがい等を励行します。

エ. 風邪や下痢などの理由で体調を崩している人を把握します。

オ. 食中毒予防のため、配給食は必要以上に保管しないようにし、配った食品は早めに食べていただくよう呼びかけるとともに、残ったものは回収します。

カ. 食中毒や風邪などの感染症の発生の疑いがある場合は、早急に町災害対策本部に通報します。

キ. 食事や水分を十分にとらない状態で長時間座っていると、血行不良により血栓などができる、エコノミークラス症候群になりやすくなるため、定期的に体を動かし、十分に水分を取るよう働きかけます。

ク. 避難所生活で体を動かすことが減ることで、特に高齢者の場合に、筋力が低下したり関節が硬くなったりして動けなくなる、生活不活発病になる恐れがあるため、身の回りの自分でできることはなるべく自分で行ってもらい、積極的に体を動かすように働きかけます。

ケ. 季節や天候、時間帯によっては、急に温度が変化することもあるため、熱中症や低体温症にならないよう、小まめな水分補給や避難者の服装などに注意します。

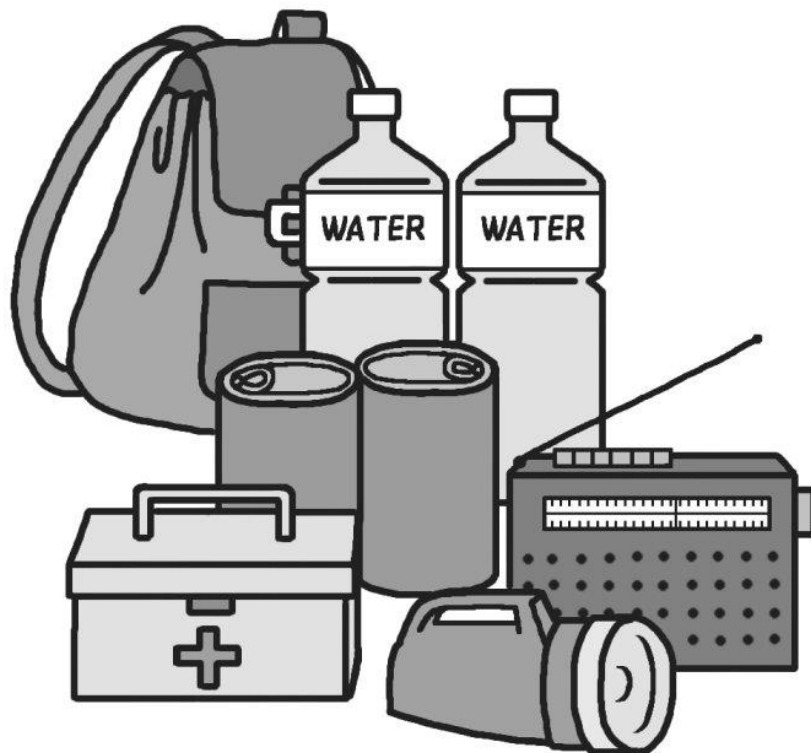
コ. 避難所は多くの人が入り出すため雑音が多いなど、認知症高齢者にとって不安な環境になりがちで、避難所生活により認知症が進行しやすくなります。

そのため、雑音ができるだけ少ない場所で生活してもらい、ゆっくり話しかける、普段使っているものをできるだけ使う、飲食・排せつ・睡眠などについて声かけを行うなど、ストレスを与えず、かつ、できるだけ普段の生活環境・リズムで生活してもらえよう配慮が必要です。

◎食料・水、物資の配給

ア. 食事提供の目標とする栄養量を目安に、栄養バランスのとれた食事の提供に努めます。

- イ. 食料・水、物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。
また、やわらかい食事などの特別な要望については可能な限り個別に対応します。
- ウ. 様々なストレスやトイレが整備されないこと、トイレ介助への遠慮などから、避難者は水分を取る量が減りがちになるため、しっかり水分を取るよう促します。
- エ. 不足する食料・水、物資は、内容及び数量を取りまとめて、食料関係供給依頼調査票（様式 福-5）または物資供給依頼調査票（様式 福-6）に記入し、それぞれ、町災害対策本部へ提出します。
- オ. 食料・物資等の供給要請に当たっては、物資管理簿（様式 福-10）を活用する等して、必要な量を的確に把握し、余剰が発生しないように注意します。



《福祉避難所運営の例》

福祉避難所の運営に必要な事項を整理し、各施設の実情に応じて事前に役割分担を検討します。

主 な 作 業	具 体 例
名簿の作成・管理	・避難者名簿の作成 ・状況報告書により町災害対策本部（救援部健康福祉班）へ報告 ・避難者情報の公表
福祉サービス	・避難者への福祉サービスの継続
相談対応	・生活支援やメンタルケアなど
医療機関への移送	・緊急時の救急車両の手配 ・関係機関への通報
施設内管理	・共有スペースの清掃・整理整頓 ・施設内の温度管理
情報提供	・情報収集 ・情報の周知、伝言板コーナーなどの設置
トイレに関する対応	・施設内トイレの清掃 ・仮設トイレの設置
入浴に関する対応	・施設内の浴室の清掃、使用ルールの周知 ・入浴施設が使用できない場合、部分的な入浴の対応
防疫等に関する対応	・手洗い、うがいなど、感染症予防対応の周知・徹底 ・食中毒予防のため配給食対応 ・熱中症、低体温症、脱水症状などの予防 ・エコノミークラス症候群など、避難所生活特有の症状予防
食料・水・物資の配給	・食料、水、物資の配給 ・食料関係供給依頼調査票により、不足分を町災害対策本部へ要請 ・物資供給依頼調査票により、不足分を町災害対策本部（救援部健康福祉班）へ要請

3. 福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出た場合は、福祉避難所の統廃合を図ります。

福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している災害時要配慮者及びその家族等に対して十分に説明します。

避難している災害時要配慮者が退所し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖します。

福祉避難所の閉鎖後も引き続き支援等が必要な災害時要配慮者については、関係機関や災害時要配慮者及びその家族等と協力し、今後の支援方法等について検討し、対応を確認します。

4. 費用負担

町の要請により福祉避難所を開設した場合には、福祉避難所の設置・運営にかかった費用は協定に基づき町が負担します。

町が負担すべき費用について、協定に基づき請求ができるように、運営経費について書類を整理するとともに、報告書類（様式 福 - 1 1）を作成し、町へ提出します。

5. その他

福祉避難所内における避難者の健康状態に留意し、健康相談等を実施し常に良好な環境づくりに努めます。

なお、各種相談業務を行った際は（様式 福 - 1 2、1 3）に記載した後、町災害対策本部に提出します。



資料編

安全確認チェックリスト表

災害発生後、施設の破損状況を下記の「安全確認チェックリスト表」を参考にして目視により点検する。

点検項目		確認内容	ある	ない	該当する場合の対処・応急対応等
施設全体					
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。 傾いているように感じる。	ある ある	ない ない	建物から退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり。コンクリートの剥離も激しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリートの剥離はわずかである。	ある ある	ない ない	建物から退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。 周辺地盤が大きく陥没または隆起している。 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。	ある ある ある	ない ない ない	建物から退去 建物から退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部					
1	床	傾いている。または陥没している。 フロア等床材に損傷が見られる。	ある ある	ない ない	立入禁止 要注意／要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。 天井材が落下している。 天井材のズレが見られる。	ある ある ある	ない ない ない	要注意／要修理 立入禁止 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり。コンクリートの剥離も激しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリートの剥離はわずかである。	ある ある	ない ない	立入禁止 点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている。または変形している。	ある	ない	要注意／要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている。または変形している。 窓が割れている。またはひびがある。	ある ある	ない ない	要注意／要修理 要注意／要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。 照明器具・吊り器具のズレが見られる。	ある ある	ない ない	要注意／要修理 要注意／要修理
7	家具・器具	家具等が散乱している。 書類等が散乱している。	ある ある	ない ない	要注意／要修理／要固定 要注意／要復旧
設備等					
1	電力	外部からの電力供給が停止している（商用電源の途絶）。 照明が消えている。 空調が停止している。	ある ある ある	ない ない ない	代替手段の確保／要復旧
2	エレベータ	停止している。 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 カゴ内に人が閉じ込められている。	ある ある ある	ない ない ない	要復旧 →メンテナンス業者に連絡 要復旧 →メンテナンス業者又は消防機関に連絡
3	上水道	停止している。	ある	ない	代替手段の確保／要復旧
4	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。	ある	ない	使用中止／代替手段の確保／要復旧
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。 停止している。	ある ある	ない ない	立入禁止／要復旧 要復旧
6	通信・電話	停止している。	ある	ない	代替手段の確保／要復旧
7	消防用設備等	故障・損壊している。	ある	ない	代替手段の確保／要復旧
セキュリティ					
1	防火シャッター	閉鎖している。	ある	ない	要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可）。	ある	ない	要復旧 →復旧できない場合立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。	ある	ない	要復旧／要警備員配置 →外部者進入に要注意 （状況により立入禁止）

様式集

様式	記録用紙	記載者	受領者	使用方法
様式 福－１	福祉避難所 状況報告書	福祉施設職員	町災害対策本部（救援 部健康福祉班）	災害発生後、施設の被害状 況の報告、福祉避難所開設 状況の報告に使用。
様式 福－２	福祉避難所 開設要請書	町災害対策本部 （救援部健康福 祉班）	福祉施設職員	町災害対策本部（救援部健 康福祉班）から、福祉施設 へ福祉避難所の開設を要請 するために使用。
様式 福－３	福祉避難所 避難者受入 依頼書兼報告 書	町災害対策本部 （救援部健康福 祉班）	福祉施設職員	避難者の受入を要請する際 に使用。
		福祉施設職員	町災害対策本部（救援 部健康福祉班）	避難者の受入が完了した ら、先に受領した用紙に必 要事項を記入し、町災害対 策本部（救援部健康福祉班） に報告する。
様式 福－４	福祉避難所 避難者名簿	福祉施設職員	町災害対策本部（救援 部健康福祉班）	避難者を受け入れた際に記 録するもの。（福祉避難所で 保管する）
様式 福－５	福祉避難所 食料関係供給 依頼調査票	福祉施設職員	町災害対策本部（救援 部健康福祉班）	食料関係の供給を依頼する もの。
様式 福－６	福祉避難所 物資供給依頼 調査票	福祉施設職員	町災害対策本部（救援 部健康福祉班）	物資の供給を依頼するも の。
様式 福－７	福祉避難所 人材派遣依頼 書・支援者受入 名簿	福祉施設職員	町災害対策本部（救援 部健康福祉班）、 災害ボランティアセン ター	福祉避難所の運営に要する 人員を要求する際の様式。 支援者受け入れた際の名簿
様式 福－８	ボランティア等 支援者受入名簿	福祉施設職員	町災害対策本部（救援 部健康福祉班）	支援者の受入記録
様式 福－９	福祉避難所退所 届	避難者	福祉施設職員	退所後の移住先を明確化
様式 福－１０	福祉避難所 物資管理簿	福祉施設職員	町災害対策本部（救援 部健康福祉班）	「様式福－１１」で、設置運 営費用の報告をするため の、積算資料として作成す るもの。
様式 福－１１	福祉避難所 設置・運営等 費用報告書	福祉施設職員	町災害対策本部（救援 部健康福祉班）	福祉避難所の開設、運営に 要した費用を町に報告する 様式。
様式 福－１２	避難所健康相談 実施状況報告書	福祉施設職員等	内部保管（県等報告）	避難所内巡回健康相談実施 状況のまとめ
様式 福－１３	避難所相談対応 表・個別相談対 応表	福祉施設職員等	内部保管（県等報告）	福祉避難所への入居判断資 料等

福祉避難所 状況報告書（第 報）

（様式 福－１）

一般・緊急・重要（○で囲む）

年 月 日（ ）午前・午後 時 分 ☐ 発信 ☐ 受信																
伝達先 災害対策本部（ ）その他（ ） 電話 - F A X -																
伝達手段 ☐ 電話 ☐ 無線 ☐ F A X ☐ 口頭、 ☐ その他（ ）																
発信者 福祉避難所				取扱者職・氏名 電話 （ ）												
受信者 本部・救援部				取扱者職・氏名												
福祉避難所施設 の被害状況 あり・なし（○で囲む）				被害ありの場合その箇所及び状況												
福祉避難所の開設状況 年 月 日午前・午後 時 分開設予定・開設・閉鎖予定・閉鎖																
福祉避難所受入可能人数・利用状況（どちらかに○）																
区分	男	女	合計	内訳	高齢者		病人		障がい者		乳幼児		妊婦		受傷者	
人数	人	人	人		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
特記事項																
措置																

（様式 福－２）

様

池田町長

福祉避難所 開設要請書

福祉避難所の開設及び設置運営について、下記のとおり要請します。

記

施 設 名 称	
開 設 日	年 月 日（ ） 時 分から
備 考	

福祉避難所 避難者受入依頼書兼報告書

（様式 福－３）

様

発信者

避難者 氏 名				男・女	年齢	歳
住 所	池田町大字			自宅電話番号		
※一緒に避難した人だけ記入してください。						
家 族	氏 名	性 別	続柄	備 考		
		男・女				
		男・女				
		男・女				
親族などの 連 絡 先	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					

特別な配慮事項（本人の状況が分かる書類を本人同意の上で添付することで記載省略可）

.....
.....
.....

災害対策本部（救援部健康福祉班） 宛

受入年月日	年 月 日
避難者情報 修正の有無	有 ・ 無 (修正事項は、二重線を引き修正内容を書き足して報告して下さい。)

〔福祉避難所施設名〕

（報告担当者所属氏名： ）

福祉避難所 避難者名簿（世帯単位）

（様式 福－４）

施設名

①入所年月日		年 月 日			
②被災前に暮らしていた住所		〒 電話番号（ ） —			
③あなたの家族で「ここに避難した人だけ」記入してください。					
ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	性別	本人の状況（複数チェックOK）	服薬状況
世帯主		明 大 年 月 日	男 女	☐ 要介護 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 生活習慣病 ☐ 感染症 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅02 ☐ 透析 ☐ 人口呼吸器 ☐ 受傷者 ☐ その他	
ご家族		明 大 年 月 日	男 女	☐ 要介護 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 生活習慣病 ☐ 感染症 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅02 ☐ 透析 ☐ 人口呼吸器 ☐ 受傷者 ☐ その他	
		明 大 年 月 日	男 女	☐ 要介護 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 生活習慣病 ☐ 感染症 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅02 ☐ 透析 ☐ 人口呼吸器 ☐ 受傷者 ☐ その他	
		明 大 年 月 日	男 女	☐ 要介護 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 生活習慣病 ☐ 感染症 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅02 ☐ 透析 ☐ 人口呼吸器 ☐ 受傷者 ☐ その他	
④家屋の被害状況		☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 断水 ☐ 停電 ☐ ガス停止 ☐ 自宅電話不通			
⑤親族など連絡先	名前				続柄
	住所	〒			
	電話番号	（ ） — ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ その他（ ）			
⑥避難情報 … あなたの家族は全員避難していますか？ ☐ 全員避難した ☐ まだ残っている → どなたですか？（ ） どこにいますか？（ ）					
⑦安否情報 … あなたの家族は全員連絡がとれましたか？ ☐ 全員連絡がとれた ☐ まだ残っている → どなたですか？（ ）					
⑧ご家族に、入れ歯やめがねの不備、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点がありませんでしたらお書きください。					
⑨安否の問い合わせがあった場合、住所・氏名を答えてもよいですか？（公表の有無） ☐ はい ☐ いいえ					
退出年月日		年 月 日			
転出先		〒 電話番号（ ） —			
備考（この欄には記入しないでください。）					

福祉避難所 食料関係供給依頼調査票（第 報）（様式 福－５）

避 難 所	発信時間		年 月 日 () 午前・午後 時 分			
	福祉避難所名		電話番号			
	所在地		FAX			
	発信者氏名		役職名			
	依 頼	避難者用食料		食	(内) 軟らかいもの 食	
		特別用 ()		食	(内) 軟らかいもの 食	
		特別用 ()		食	(内) 軟らかいもの 食	
				食	(内) 軟らかいもの 食	
				食	(内) 軟らかいもの 食	
		計		食	(内) 軟らかいもの 食	
特記事項						

災 害 対 策 本 部	受信日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分			
	受付者氏名		役職名			
	処理内容					
	処理日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分			
	処理者氏名		役職名			

確 認	施設受取確認日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分			
	確認者氏名		役職名			
	特記事項					

福祉避難所 物資供給依頼調査票（第 報）

（様式 福－6）

避難所	発信時間		年 月 日 () 午前・午後 時 分			
	福祉避難所名			電話番号		
	所在地			F A X		
	発信者氏名			役職名		
	依頼	品 名	サイズ・形式等	数量	単位(個・	備 考
特記事項						

災害対策本部	受信日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分			
	受付者氏名			役職名		
	処理内容					
	処理日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分			
	処理者氏名			役職名		

確認	施設受取確認日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分			
	確認者氏名			役職名		
	特記事項					

福祉避難所 →①災害対策本部（救援部健康福祉班）
→ ②災害ボランティアセンター

福祉避難所 人材派遣依頼書

(様式 福-7)

(どちらかに○→ ①専門スタッフ ・ ②ボランティア)

受信日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
受付者氏名		受付番号	

依頼者	担当者氏名	(フリガナ)		
	福祉避難所名		電話番号	(男・女)
	所在地		FAX	
活動場所	住所・連絡先	上記と同じ		
	被災の状況等	避難勧告・指示 ☐ 発令されている ☐ 発令されていない		
		建物応急危険度判定 ☐ 調査済 ☐ 要注意 ☐ 危険 ☐ 不明		
		建物内の危険箇所等（施設管理者による目視確認）		
	目標となる建物・目印等			
必要な資格・技能 (①の場合のみ)				
活動内容	希望日時	年 月 日 () 時 ~ 年 月 日 () 時		
	希望内容			
	希望人数	合計 人 (内訳：男性 人女性 人不問 人)		
資機材	活動場所にある			
	ボランティアセンターから持参			

確認	処理確認日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	確認者氏名		役職名	
	特記事項			

ボランティア等支援者受入名簿

(様式 福-8)

[illegible]

福祉避難所 退所届

(様式 福－９)

避難所名				
退所者		男・女	年齢	歳
住 所	池田町大字	自宅電話番号		
※一緒に退所した人を記入してください。				
家 族	氏 名	性 別	続柄	備 考
		男・女		
		男・女		
		男・女		
退所後の 連 絡 先	氏名	様方		
	住所			
	電話	()		

受理担当者 所属氏名：

町災害対策本部等 氏名

福祉避難所 物資管理簿

(様式 福-10)

No. _____

品 名			型番・ 商品コード				
年月日	受 入 元	払 出 先	受入数	払出数	残数	記入者	備考
月 日現在に おける数量の合計		受 入	払 出		残 数		

※この用紙は福祉避難所で保管しておきます。

※代金の決済が必要な場合は、備考欄に支出伝票の番号等を記入しておきます。

※この用紙を参考に、設置・運営等費用報告書（様式-福11）を作成します。

福祉避難所 設置・運営等費用報告書

（様式 福－11）

災害時の避難行動要支援者の受け入れに関する協定書の規定に基づき、福祉避難所の設置・運営等に要した費用について、下記のとおり届け出ます。

1. 福祉避難所の状況等

①福祉避難所名			
②設置期間	開設日：	年 月 日～閉鎖日	年 月 日
③延べ収容人数	避難行動要支援者：	人	介助者： 人

2. 設置・運営等にかかった費用

No.	品 名 等	数 量	単 価	金 額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合 計				

年 月 日

所在地：

法人名：

代表者名：

印

避難所（巡回）健康相談実施状況報告書

（様式 福-12）

所属機関

報告者

実施 年月日	年 月 日（ ）		災害発生から 日目		実施場所					
-----------	----------	--	--------------	--	------	--	--	--	--	--

従事者数	総数	保健師								その他の 職種
		地元			応援分					
					県内		県外			
		保健所		市町村	保健所		市町村	保健所	市町村	
			対応者氏名			対応者氏名				
	人	人			人		人	人	人	人

健康相談 のべ人数 （複数あり）	種別	対象者（児）		件数	対象者（児）		件数
		妊婦	妊婦	件	妊婦	件	
		妊婦健診受診困難者	妊婦健診受診困難者	件	妊婦健診受診困難者	件	
		乳児	乳児	件	乳児	件	
		幼児	幼児	件	幼児	件	
		在宅酸素使用者	在宅酸素使用者	件	在宅酸素使用者	件	
		人工透析実施者	人工透析実施者	件	人工透析実施者	件	
		人工呼吸器使用者	人工呼吸器使用者	件	人工呼吸器使用者	件	
		障害者（児）	障害者（児）	件	障害者（児）	件	
		精神障害者（児）	精神障害者（児）	件	精神障害者（児）	件	
		発達障害者（児）	発達障害者（児）	件	発達障害者（児）	件	
		知的障害者（児）	知的障害者（児）	件	知的障害者（児）	件	
		感染症	感染症	件	感染症	件	
		65歳以上の高齢者	65歳以上の高齢者	件	65歳以上の高齢者	件	
		独居高齢者	独居高齢者	件	独居高齢者	件	
		生活習慣病	生活習慣病	件	生活習慣病	件	
		その他	その他	件	その他	件	
		寝たきり	寝たきり	件	寝たきり	件	
		合計	合計	件	合計	件	

保健活動に 関すること	
その他	
引継事項	

避難所相談対応表 ・ 個別相談対応表

(様式 福-13)

年 月 日()

避難所名

担当者

	地区名	名前	年齢	性別	本人の状況 (複数チェックOK)	服薬内容 (複数チェックOK)	血圧値	症状	相談内容	対応
1				男・女	☐ 独居 ☐ 高齢 ☐ 要介護 ☐ 一般 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅O2 ☐ 透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 感染症 ☐ 生活習慣病() ☐ 他()	☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ インスリン注 ☐ 脂質異常 ☐ 高尿酸血症 ☐ 向精神薬 ☐ 眠剤 ☐ 他()	/	☐ 便秘 ☐ 発熱 ☐ 頭痛 ☐ 不眠 ☐ 食欲不振 ☐ 腰痛 ☐ 嘔吐 ☐ 膝痛 ☐ 他()		
2				男・女	☐ 独居 ☐ 高齢 ☐ 要介護 ☐ 一般 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅O2 ☐ 透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 感染症 ☐ 生活習慣病() ☐ 他()	☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ インスリン注 ☐ 脂質異常 ☐ 高尿酸血症 ☐ 向精神薬 ☐ 眠剤 ☐ 他()	/	☐ 便秘 ☐ 発熱 ☐ 頭痛 ☐ 不眠 ☐ 食欲不振 ☐ 腰痛 ☐ 嘔吐 ☐ 膝痛 ☐ 他()		
3				男・女	☐ 独居 ☐ 高齢 ☐ 要介護 ☐ 一般 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅O2 ☐ 透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 感染症 ☐ 生活習慣病() ☐ 他()	☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ インスリン注 ☐ 脂質異常 ☐ 高尿酸血症 ☐ 向精神薬 ☐ 眠剤 ☐ 他()	/	☐ 便秘 ☐ 発熱 ☐ 頭痛 ☐ 不眠 ☐ 食欲不振 ☐ 腰痛 ☐ 嘔吐 ☐ 膝痛 ☐ 他()		
4				男・女	☐ 独居 ☐ 高齢 ☐ 要介護 ☐ 一般 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅O2 ☐ 透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 感染症 ☐ 生活習慣病() ☐ 他()	☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ インスリン注 ☐ 脂質異常 ☐ 高尿酸血症 ☐ 向精神薬 ☐ 眠剤 ☐ 他()	/	☐ 便秘 ☐ 発熱 ☐ 頭痛 ☐ 不眠 ☐ 食欲不振 ☐ 腰痛 ☐ 嘔吐 ☐ 膝痛 ☐ 他()		
5				男・女	☐ 独居 ☐ 高齢 ☐ 要介護 ☐ 一般 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅O2 ☐ 透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 感染症 ☐ 生活習慣病() ☐ 他()	☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ インスリン注 ☐ 脂質異常 ☐ 高尿酸血症 ☐ 向精神薬 ☐ 眠剤 ☐ 他()	/	☐ 便秘 ☐ 発熱 ☐ 頭痛 ☐ 不眠 ☐ 食欲不振 ☐ 腰痛 ☐ 嘔吐 ☐ 膝痛 ☐ 他()		
6				男・女	☐ 独居 ☐ 高齢 ☐ 要介護 ☐ 一般 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅O2 ☐ 透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 感染症 ☐ 生活習慣病() ☐ 他()	☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ インスリン注 ☐ 脂質異常 ☐ 高尿酸血症 ☐ 向精神薬 ☐ 眠剤 ☐ 他()	/	☐ 便秘 ☐ 発熱 ☐ 頭痛 ☐ 不眠 ☐ 食欲不振 ☐ 腰痛 ☐ 嘔吐 ☐ 膝痛 ☐ 他()		
7				男・女	☐ 独居 ☐ 高齢 ☐ 要介護 ☐ 一般 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅O2 ☐ 透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 感染症 ☐ 生活習慣病() ☐ 他()	☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ インスリン注 ☐ 脂質異常 ☐ 高尿酸血症 ☐ 向精神薬 ☐ 眠剤 ☐ 他()	/	☐ 便秘 ☐ 発熱 ☐ 頭痛 ☐ 不眠 ☐ 食欲不振 ☐ 腰痛 ☐ 嘔吐 ☐ 膝痛 ☐ 他()		
8				男・女	☐ 独居 ☐ 高齢 ☐ 要介護 ☐ 一般 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅O2 ☐ 透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 感染症 ☐ 生活習慣病() ☐ 他()	☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ インスリン注 ☐ 脂質異常 ☐ 高尿酸血症 ☐ 向精神薬 ☐ 眠剤 ☐ 他()	/	☐ 便秘 ☐ 発熱 ☐ 頭痛 ☐ 不眠 ☐ 食欲不振 ☐ 腰痛 ☐ 嘔吐 ☐ 膝痛 ☐ 他()		
9				男・女	☐ 独居 ☐ 高齢 ☐ 要介護 ☐ 一般 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅O2 ☐ 透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 感染症 ☐ 生活習慣病() ☐ 他()	☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ インスリン注 ☐ 脂質異常 ☐ 高尿酸血症 ☐ 向精神薬 ☐ 眠剤 ☐ 他()	/	☐ 便秘 ☐ 発熱 ☐ 頭痛 ☐ 不眠 ☐ 食欲不振 ☐ 腰痛 ☐ 嘔吐 ☐ 膝痛 ☐ 他()		
10				男・女	☐ 独居 ☐ 高齢 ☐ 要介護 ☐ 一般 ☐ 乳児 ☐ 幼児 ☐ 妊婦 ☐ 妊婦健受診困難 ☐ 身障 ☐ 知障 ☐ 精障 ☐ 発達障害 ☐ 在宅O2 ☐ 透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 感染症 ☐ 生活習慣病() ☐ 他()	☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ インスリン注 ☐ 脂質異常 ☐ 高尿酸血症 ☐ 向精神薬 ☐ 眠剤 ☐ 他()	/	☐ 便秘 ☐ 発熱 ☐ 頭痛 ☐ 不眠 ☐ 食欲不振 ☐ 腰痛 ☐ 嘔吐 ☐ 膝痛 ☐ 他()		

主な連絡先一覧

名 称	電話番号
池田町災害対策本部【池田町役場】	62－3131
救援部健康福祉班【やすらぎの郷】	61－5000
特別養護老人ホーム高瀬荘	62－4181
特別養護老人ホームライフ	61－1818
いけだデイサービスセンター高姫	61－5200
白樺の家 時計台ホール	62－6741
ワークセンターしらかば	62－8990
北アルプス広域南部消防署	62－0119
池田町交番	62－4110
北アルプス医療センターあづみ病院	62－3166

災害時における福祉避難所開設等に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 大北社会福祉事業協会（以下「乙」という。）とは、池田町の区域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
特別養護老人ホーム 高瀬荘	池田町大字池田1942番地1	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

(物資の支給、要配慮者等への支援)

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

(費用の負担)

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月18日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地 6
池田町長 勝山 隆之

乙 長野県大町市大町1058番地33
社会福祉法人 大北社会福祉事業協会
理事長 平林 明人

災害時における福祉避難所開設等に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 幸充（以下「乙」という。）とは、池田町の区域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他早期に情報の伝達が可能な方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
特別養護老人ホーム ライフ	池田町大字会染1498番地1	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

(物資の支給、要配慮者等への支援)

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

(費用の負担)

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月15日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地6
池田町長 勝山 隆之

乙 長野県北安曇郡池田町大字会染1498番地1
社会福祉法人 幸充
理事長 小林 千子

災害時における福祉避難所開設等に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 池田町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、池田町の区域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
いけだデイサービスセンター 高姫	池田町大字池田2005番地1	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

(物資の支給、要配慮者等への支援)

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

(費用の負担)

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月22日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地 6
池田町長 勝山 隆之

乙 長野県北安曇郡池田町大字池田2005番地 1
社会福祉法人 池田町社会福祉協議会
副会長 内山 弘毅

災害時における福祉避難所開設等に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 信濃の郷（以下「乙」という。）とは、池田町の区域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他早期に情報の伝達可能な方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
白樺の家 時計台ホール	池田町大字中鵜3086番地	
ワークセンター しらかば	池田町大字会染6780番地 1	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

(物資の支給、要配慮者等への支援)

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

(費用の負担)

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月17日

甲 長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地 6
池田町長 勝山 隆之

乙 長野県北安曇郡池田町大字中鵜3080番地
社会福祉法人 信濃の郷
理事長 三溝 喜久男